

# 防犯、防災で市民と連携

## 安全安心なまちづくり条例を制定

6月定例会は、6月6日から6月28日までの23日間で開かれました。6日には市長の報告や議案の上げが行なわれ、13日、14日には一般質問。その後議員発議による3本の決議が議題となりましたが、いずれも賛成少数により否決しました。14日には条例の制定・改正、一般会計の補正予算なども審議し、それぞれ所管の常任委員会でも集中審査。審議した結果、提案された議案を原案のとおり可決しました。

なお、最終日には、わかりやすく楽しく学べる教科書の採択を求める意見書1件を追加で上程し、全会一致で可決しました。

あま市北部から望む市内

し

あ

ま市安全安心なまちづくり条例が制定されました。市と市民などが協働し互いに支えあい、市民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を図るため、あま市安全なまちづくり条例の全部改正であります。

また、東日本大震災による被害が未曾有のもの

であり、被災納税者の実態などに照らして現行の地方税法の制度が適当でないものについて、緊急措置が講じられました。あま市条例では、個人住民税の雑損控除の特例措置及び住宅借入金等特別税額控除の適用の特例

措置を創設しています。

一

一般会計の補正予算を可決しました。5064万円を追加し、254億2464万円としました。東日本大震災の被災地へ救済物資を提供したため、その補充をして市の災害対策の確保を



## 6月定例会のあらま

✦ 図つたり、五十戸分の木造住宅耐震改修に3000万円補助するものなどです。(関連記事を8・9ページに掲載しています。)

### 市

長の報告では、22年度一般会計予算の繰越明許や事故繰越などが報告されました。

繰越とは、予算の会計年度独立の例外として、経費を翌年度以降において執行することをいい、繰越明許費、事故繰越などがあります。

繰越明許とは予算成立後の事由によってその年度中に支出の終わらない見込みのものについて、翌年度に繰り越して使用することをいいます。22年度の国の緊急総合経済対策である交付金を活用し、23年度にまたがり、くすのきの家、美和ひまわり作業所、七宝高齢者生きがい活動センターな



未曾有の被害となった東日本大震災

どの5つの施設を改修します。また、22年度中に事業が完了しなかったことに伴い、甚目寺駅周辺整備に2億1468万円、木田駅周辺整備には1億1054万円を繰越すなど、23年度への繰越明許総額は4億1416万円です。

事故繰越しとは、年度内に支出負担行為をしたもので避けがたい事故のために年度内に支出を終わらないものについて、翌年度に支出することを行います。

公的個人認証サービス

用機器の購入が、東日本大震災により福島県の製品製造元工場の操業が停止し、22年度内に製品の納品ができないため、年度内に執行ができず繰越します。



一般質問は、6月13・14日に行われました。26人の議員のうち、15人が登壇。市の防災対策・計画など、多岐にわたって活

発な質問が繰り広げられました。(質問の内容は14ページから21ページに掲載しています。)